

2024 年 3 月

お客さま各位

りそな銀行

私募投資信託 投資信託取引約款変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、私募投資信託の投資信託取引約款に暴力団排除条項を導入させていただきます。

弊社では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、私募投資信託の投資信託取引約款に暴力団排除条項を導入し、2024 年 3 月 22 日(金)より、新しい投資信託取引約款によりお取扱いさせていただきます。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、弊社の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

弊社グループでは、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

<本件に関するお問合せ先>

りそな銀行 信託年金サポート部 : Tel 03-6704-3373

Tel 03-6704-3352

以上

(下線部変更・追加)

改正前	改正後
<p>第7条 (解約)</p> <p>1. ～省略～</p> <p>2. ～省略～</p>	<p>第7条 (解約)</p> <p>1. ～省略～</p> <p>2. ～省略～</p> <p>3. <u>次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの取引および投資信託口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>(1) この取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>(2) この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>(3) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(4) 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、申込者について確認した事項、および第15条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>(5) 上記(1)～(4)に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p><u>(6) 第15条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に亘って解除されない場合</u></p> <p>4. <u>第2項及び前項のほか、次の各号の一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの取引および投資信託口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成</u></p>

員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう
ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準
ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該
当し、または次のいずれかに該当したことが判明し
た場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる
関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認
められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る
目的または第三者に損害を加える目的をもってする
など、不当に暴力団員等を利用していると認められ
る関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便
宜を供与するなどの関与をしていると認められる関
係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴
力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するこ
と

（2）申込者が、自らまたは第三者を利用して次の
いずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力
を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて
当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する
行為

E. その他AからDに準ずる行為

<新規追加>

第15条（取引の制限等）

1. 当社は、申込者の情報および具体的な取引の内容
等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種
確認や資料の提出を求めることがあります。申込者
から正当な理由なく指定した期限までに回答いただ
けない場合には、募集・買付け・解約もしくは買取
り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合
があります。

2. 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する申
込者の回答、具体的な取引の内容、申込者の説明内

	<p><u>容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3. 当社が申込者の届出の氏名・名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかった場合、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>4. 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、申込者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>第15条（合意管轄） ～省略～</p>	<p>第16条（合意管轄） ～省略～</p>
<p>第16条（約款の変更） ～省略～</p>	<p>第17条（約款の変更） ～省略～</p>